

平成24年11月4日

石川県弓道連盟 加盟団体長 様

石川県弓道連盟
会 長 水橋美喜夫

審査受審に関する通達

1. 中央審査受審申込における所属加盟団体承認印について。

審査申込書が改訂されました。これに伴って、これまでは地方審査、連合審査のみ所属団体・協会長の承認印が必須でしたが、今後は中央審査申込においても石川県では必須とします。(適用は来年2月の審査からといたします。理事会決定9月15日付)

申込書様式の下欄の「支部長承認」と記載されている個所です。

申込期日を厳守の上必ず事前に承認印をもらって提出ください。

※加盟団体・協会長は、所属会員の受審に不都合がないか、また申込書の内容に記載漏れや間違いがないかなどを確認の上 (IDの間違いがまだ見受けられます) 承認印を押印してください。記載漏れが多い場合は差し戻しといたします。

2. 立射での受審申請について

立射で受審する際は、申込書の所定の欄に立射で受審したい旨を朱書きし、所属団体・協会長の承認を得てください。その際医療機関等の診断書または身障者手帳の写しなどの貼付が必要です。

ただし常習的に必要な場合その都度の貼付は必要ありませんが、団体・協会長において当該診断書等の写しを保管のうえ、責任を持って押印してください。

3. 連合・中央審査合格の連絡について

上記審査で合格した場合、ただちに石川県弓道連盟理事長に報告してください。

これまでは県連に特に報告がなかったために、色々と支障がありました。

今後は、受審者本人から所属の団体・協会長に報告のうえ、速やかに、県連理事長あてにも電話・メールなどでお知らせください。

※審査の合否、大会の入賞、会員の慶弔事項など、県連に報告すべき案件については遠慮なく県連理事長あてに直接お知らせください。そのために理事長の連絡先を登録しておくのも良いかと思えます。(会員名簿5ページ参照)